

町からののお知らせ



緊急地震速報の訓練について

緊急地震速報の訓練を下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

今回の訓練は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありませんが、防災用のスピーカーより試験の音声流れますので、緊急地震速報の報知音を確認しておきましょう。

1. 日 時 11月2日(木曜日) 午前10時00分頃
2. 実施区域 興部町内全域
3. 訓練内容 防災用のスピーカーより試験の音声流れます。

■お問合せ 総務課 情報防災係 TEL82-2131

興部町高齢者等除雪サービス事業の実施について

興部町高齢者等除雪サービス事業の利用希望者の受付を行います。

希望される方は11月6日(月曜日)までにお住まいの自治会の自治会長様にお申し込みください。

この除雪サービスは、以下の内容、基準を明確にしたうえで実施いたします。

1. 対象世帯はおおむね65歳以上のひとり暮らしおよび夫婦世帯で病気・虚弱・障害などの理由で除雪が出来ない、町内に身寄りのいない世帯。
2. 15センチ以上の積雪があったとき。
3. 玄関から公道までの区間(駐車場、物置等は対象外です)。
4. 対象者が通行できるおおよそ1.5メートルの幅を確保します。
5. 対象者は興部町の「除雪サービス判定会議」の厳正な審査により決定されます。
6. 除雪期間は、令和5年12月1日～令和6年3月31日まで。
7. 利用料金 無料(自治会協力員の温かいご支援のもと実施している事業です。)

※除雪を行う時間帯等については個々のご希望には沿えませんのでご了承ください。

※降雪・吹雪の場合は、作業を行なう協力員の安全確保と除雪の効果を考慮し、原則として作業は行いません。

※除雪サービスに関するご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

■お問合せ 興部町社会福祉協議会 TEL82-3300

自転車用ヘルメットの購入費用に補助金を交付します

令和5年4月から自転車に乗るすべての人に対してヘルメットの着用が努力義務とされました。これを受け町では、自転車乗車中の交通事故の被害の軽減とヘルメット着用の普及促進を目的として、令和5年10月1日以降に購入したヘルメットの費用の一部に対し、補助金を交付します。

■補助額

限度額2,000円 一人 1個

※ヘルメットを購入した額に1/2を乗じた得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、2,000円を限度額とします。

ヘルメットは次のいずれかの承認を受けた新品のものに限ります。

- ・SGマーク(一般財団法人製品安全協会)
- ・JCFマーク(公益財団法人日本自転車競技連盟)
- ・CEマーク(欧州連合の欧州委員会)
- ・GSマーク(ドイツ製品安全法)
- ・CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会)



■対象となる方

令和5年10月1日以降にヘルメットを購入し、町内在住で住民登録されている方

※一人一回限り

■対象とならない方

- ・小学生、中学生で町の交通安全協会からヘルメットの贈呈を受けている児童生徒
- ・令和5年9月30日以前に購入された方は対象外。(令和5年10月1日から令和9年3月31日までにヘルメットを購入したものが対象となります。)

■補助金申請の流れ

ヘルメット購入後、所定の申請書に必要な書類を添付して役場住民課住民活動環境係へ提出

【必要な書類】

- 1) 本人が確認できるもの(免許証、マイナンバーカードなどのコピー)
- 2) 領収書等は、申請者または使用者の氏名、領収日、領収金額、購入先、購入品名が記載されているもの。
- 3) 安全性の承認を受けたヘルメットであることが分かる書類(自転車用ヘルメットの保証書の写し)
- 4) 補助金振込先が分かる通帳またはキャッシュカードのコピー

※ご注意 購入に際し使用したカード等でのポイント使用分および送料は対象外となります。

■申請期間

自転車用ヘルメット購入費補助期間については、令和5年10月1日～令和9年3月31日までに交付申請がなされたものとなります。

■ホームページ/QRコード

詳細は興部町ホームページで確認 <https://www.town.okoppe.lg.jp/cms/>

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164



チーズ製造機を設置しました！

中央公民館にどなたでも利用できるチーズ製造機を設置しました！チーズの製造や真空包装等ができる機械が置いてありますので、是非ご利用ください。

つきましては、沢山の皆様にご利用いただくために、今後定期的に「説明会」を実施いたします。今回はその第1回目です！初めての方・経験のある方どなたでも大歓迎です。皆様のご参加お待ちしております。

◎日 時 10月29日(日曜日) 13:00 ~ 15:00
※時間については、多少前後する場合があります。

○場 所 中央公民館 料理実習室

○参加料 無料
※説明会は無料ですが個人等の使用につきましては、別途使用料がかかります。

○定 員 10名

◎申込期間 10月23日(月曜日)まで

○持ち物 エプロン・ハンダナ

<公民館料理実習室の使用料>

	午前 9:00~ 12:00	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:00~ 22:00	1日 9:00~ 22:00	備考
料理実習室	1,260円	1,570円	2,100円	4,930円	月曜日は 17:00まで
暖房料 11月~4月	1時間あたり 260円				

※興部町公民館運営規則第4条第1項第2号により社会教育関係団体の場合は、使用料の5分の1の使用料となります。

<公民館定期使用料>

	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回	週6回
定期使用	6,300円	12,600円	17,850円	23,100円	28,350円	33,600円
暖房料 11月~4月	1,260円	2,520円	3,570円	4,620円	5,670円	6,720円
計	7,560円	15,120円	21,420円	27,720円	34,020円	40,320円

■お問合せ・申込 教育委員会 社会教育課 社会教育係 TEL82-2552

公衆浴場 営業日の変更のお知らせ

公衆浴場の営業日について、次のとおり11月~3月期の営業日となりますので、お知らせ致します。確認の上、ご利用ください。

【興部町公衆浴場】

期 間	営業時間	定 休 日
11月 ~ 3月	17:00 ~ 21:00	火曜日・木曜日・日曜日
4月 ~ 10月		日曜日

■お問合せ 興部町公衆浴場指定管理者 興部環境事業協同組合
(担当窓口 TEL82-2015 長坂)

広域紋別病院精神科巡回診療について

◎診療日時 11月1日(水曜日) 14:00~

○場 所 きらり 診察室

○予約受付 月曜日~金曜日 9:00~17:00 (診療日の前週金曜日までに予約)

■お問合せ・予約 広域紋別病院 TEL0158-28-6610

ひまわり基金法律事務所無料法律相談(事前予約制)のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいかでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

◎日 時 11月7日(火曜日) 10:00~12:00 (一人30分程度を予定)

○場 所 福祉保健総合センター「きらり」

○相談内容 法律相談全般
(例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他)

○事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。(前日の17:00までに連絡)
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。

○相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮下 尚也

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 TEL0158-26-2277

ゴミの出し方を再確認！（分別のルールを守りましょう）

ゴミステーションに回収ができないゴミが多く見受けられます。下記の「ゴミ不分別事例」を参考に今一度、分別の確認を行い適切な排出をお願いいたします。

《ゴミ不分別事例》

①仲町ゴミステーション

■容器包装ゴミ袋

「ビン・ペットボトル類」にアルミ・スチール缶の混入、「その他プラスチック類」に食べた容器等のほか、汚れた容器およびアルミ・スチール缶（鉄類）の混入。

※分別方法

アルミ・スチール缶は、透明な自由な袋で排出し、汚れが取れないペットボトルおよび容器類は燃やすゴミ袋（赤）で排出しましょう。

②新泉町ゴミステーション

■容器包装ゴミ袋

「ビン・ペットボトル類」にアルミ・スチール缶の混入、「その他プラスチック類」に食べた容器等のほか、汚れた容器およびアルミ・スチール缶（鉄類）の混入とペット・ビン容器の中身が入った物を排出。

※分別方法

アルミ・スチール缶は、透明な自由な袋で排出し、汚れが取れないペットボトル、容器類は燃やすゴミ袋（赤）で排出。ペット・ビンの中身が入っているものは、中身を捨て洗浄し、指定したゴミ袋で排出しましょう。

③新町ゴミステーション

■容器包装ゴミ袋

「その他のプラスチック類」にリサイクル表示がないプラ（例：ハンガー）の混入。

■資源ゴミ

ダンボールを縛っていない、ダンボール箱に紙類・雑誌・パンフを一つにまとめ排出。

※分別方法

リサイクル表示がなく、すべてがプラの場合は、燃やすゴミ袋（赤）で、金属を含む場合は燃やさないゴミ（緑）で排出、「新聞紙・紙類」「雑誌類」「牛乳パック」「ダンボール」はそれぞれまとめて縛って排出しましょう。

④泉町ゴミステーション

■容器包装ゴミ袋

分別がされていないものが大量に排出、ゴミステーションに他のゴミが入らない状況となっています。

※分別方法

「汚れた容器」「表示のないプラ」「空き缶」「ビン・ペットボトル」で、燃やすゴミ（赤）には「汚れがとれない容器」「表示のないプラ」を排出、容器包装ゴミ（無色）にはビンとペットボトルで「ビン・ペットボトル類」として排出し、食べた容器類でキレイにしたプラは「その他のプラスチック」として排出しましょう。

⑤沙留港町・旭町・西町ゴミステーション

■容器包装ゴミ袋

「ビン・ペットボトル」にアルミ・スチール缶の混入、「その他プラスチック類」に食べた容器等のほか、汚れた容器およびアルミ・スチール缶（鉄類）の混入。

※分別方法

アルミ・スチール缶は、透明な自由な袋で排出し、汚れたペットボトルおよび容器類は燃やすゴミ袋（赤）で排出しましょう。

《お願い》

この事例は10月上旬に確認したものです。分別の確認を行い、適切な排出をお願い致します。また、分別がわからない場合は、町が配布している「ごみ分別と排出の仕方ガイドブック」を参照し、判断がつかない場合については、役場住民課住民活動・環境係へお問合せください。

《注意事項》

- ◆町が指定するゴミ袋以外（他町村）は使用できません。
- ◆ビン・ペットボトルを指定袋に入れていないものは、回収できません。
- ◆「容器包装ごみ（無色透明）」の分類は3種類に分かれます。
 - ①商品を使い終わったプラごみ（汚れをきれいにしたもの。汚れが落ちないものについては赤袋の燃やすごみに捨ててください。）
 - ②ペットボトルとビン（容器の中をきれいにしたもの。）
 - ③その他紙類（お菓子等の空箱、紙袋、包装紙など）

※ジュースなどのスチール缶またはアルミ缶は資源ゴミとなりますので、容器をきれいにしたものを町が指定しない透明な袋で排出してください。

ゴミの回収は中身の確認をしながら回収をしておりますので不分別の場合は回収いたしません。よって、各自治会および周りの住民の方々にご迷惑がかかりますので一人ひとりが気を付けたゴミ出しをお願いいたします。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

【目指せ！500日！】
令和5年10月13日で
町内の交通死亡事故ゼロ98日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

